連合愛媛対県要請　議事録

平成 25 年 10 月 18 日（金）

（第１部）

要請事項（Ⅰ雇用・労働政策）２　労政雇用課

最低賃金については、ワークングプアの問題などもある。そうした対応からも、引き上げが重要であると考えている。

平成 25 年６月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても引上げに努めることが明記されているところである。

愛媛県においても、国の最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業への活用を促すなど、最低賃金の引上げに向けた環境整備をはかり、地方最低賃金審議会が適正な水準で最低賃金が決定できるよう後押しをしていきたい。

杉本事務局長から規制緩和のご指摘があったが、県の立場としては国の動向を見守っていくことしかできない部分もあるが、愛媛労働局とも連携して、格差是正という部分について　出来ることを着実にやっていきたいと考えている。

要請事項（Ⅰ雇用・労働政策）３　総務管理課

総務管理課では、県庁本庁舎における清掃、警備、エレベータの保守などのいわゆる維持管理業務について、委託を行っている。

これらの発注に際しては、契約書に「法令等の遵守」の規定を置き、労働条件確保に関する具体的法令（労働基準法、職業安定法、最低賃金法等）をあげて、これらを遵守するよう明記するとともに、現行制度のもとで低入札を抑制し、適正価格で契約を締結するために、入札制度の改善を図っている。

具体的にいうと、平成２０年３月から「低入札価格調査制度」を導入して以降、調査基準価格の見直し（6/10 → 8/10）を図り、適用を厳しくしたところ。

平成２４年１月からは、契約内容に適合した履行の確保と雇用者の賃金確保に資するため、全庁的な取り組みとして、労働集約型業務である清掃等６業務（⑴庁舎等清掃業務委託　⑵庁舎等消防設備保守点検及び防災管理点検業務委託　⑶庁舎等空調設備保守点検業務委託　⑷庁舎等警備業務委託（機械警備を除く。）⑸庁舎等電話交換業務委託　⑹受付案内等業務委託）について、最低制限価格による入札制度を導入し、契約内容に適合した履行の確保とともに、雇用者の方々の賃金の確保を図っているところである。

要請事項（Ⅷ　地域の活性化および安全対策に関わる政策）１　総務管理課

オスプレイの安全保障上の必要性は十分に理解しているものの、安全性に対す

る懸念について、国は引き続き国民に分かりやすく丁寧に説明する必要があると考えている。

県では、全国知事会を通じ、あるいは四国４県合同で訓練計画や安全確保対策等について説明を尽くすよう求めるとともに、本県単独でも機会あるごとに、詳細な訓練情報の事前提供、危険な低空飛行訓練は禁止してほしい、日米合意事項の順守、原発を抱える県であるので、原発上空飛行禁止の法制化などについて、中国四国防衛局に直接申入れを行うなど、関係自治体等の懸念にしっかりと応えるよう繰り返し要請している。

また、県では、県下２０市町の協力を得て、住民の目撃情報を収集する体制を整えており、オスプレイに関する情報は、直ちにすべての市町で共有するなど、連携の強化を図っているところである。

今後とも、県民の安心・安全を守る立場から、市町と緊密に連携して情報収集に努めるとともに、収集された具体的な事実も基にしながら、国に対して低空飛行の禁止、日米合意事項の順守、飛行の事前の情報提供等について、要請を続けてまいりたい。

要請事項（Ⅰ　雇用・労働政策）３　土木管理課

県では、県発注工事に従事する労働者の賃金にしわ寄せを起こしかねない過度な低入札を防止するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入するとともに、低入札を繰り返す業者を県の入札から一定期間排除する措置を導入・強化するなど、厳格な低入札対策を講じており、労働条件の確保や労働環境の整備に寄与する入札・契約制度の適切な運用を図っているところである。

また、建設業者の格付けにおいても、厚生年金基金への加入、育児休業制度の制定及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定などを評価するとともに、建設業退職金共済制度の普及徹底に努めているほか、社会保険未加入業者に対する加入指導を、建設業者に対する立入調査や建設業許可・更新時等のあらゆる機会をとらえて実施し、適正な雇用や不適正な下請取引の是正指導に努めているところである。

更に、今年度は直接的な施策として、公共工事の設計労務単価を５０職種全体で平均１４．２％引上げるとともに、前年度単価で積算し４月以降に契約した工事にも新単価を適用する特例措置を講じており、工事費に占める割合としては、３％から４パーセント工事請負額がアップするという価格である。６月からは、低入札調査基準価格を引き上げた関係上、落札価格も２％から３％上昇するのではないかということをやっているので、昨年度に比べて相当程度の請負額のアップにつながっていくと思う。ただ、経営者だけが儲けるということではいけませんので、建設業団体に対して、土木部長が直接出向き、労働者の賃金アップに繋げるよう、あるいは設備投資もやってほしいとお願いをしたところである。このようなことで、環境は良くなっているとは思うが、今後とも、適正な公共工事の

実施を通じた地域経済の活性化を図ってまいりたい。

要請事項（Ⅱ　教育政策）１　義務教育課・高校教育課・人権教育課

いじめ問題等への対応のため、児童生徒支援加配（国加配）を１５７名（小７６、中８１）の教職員を配置している。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、いじめや不登校問題に対応ができるよう、小学校及び中学校に計１３０名（小３０、中１００）の非常勤講師を配置している。

学級編制については、平成１３年度から３５人以下学級を段階的に拡充し、本年度は全ての小学校で４年生まで実施している。また、小学校５・６年生及び中学校では、比較的規模の大きい学校において３５人以下学級を実施するとともに、学校の規模に関わらず市町の判断において３５人以下学級を編制できる状況である。

本県の公立小・中学校（県立中等教育学校を含む）における平成２４年度の不登校による３０日以上の欠席者数は、小学校１６７人、中学校８１８人、合計９８５人である。高校の全日制及び定時制の中退者数は、平成１４年度以降減少傾向にあり、２３年度は３３３人である。

不登校や保健室登校の児童生徒に対し、適切な相談や学習支援ができるよう、教職経験者研修や健康相談講座等を実施している。

また、スクールカウンセラー等各種相談員の配置を拡充し、教育相談の充実を図っている。

さらに、県内には県総合教育センターに１か所、市町教育委員会に１０か所の適応指導教室があり、通級する児童生徒に学習支援等を行っている。

高校を中退した生徒に対しては、再度高校に戻りたいと希望する生徒も少なくない状況に鑑み、中退する生徒が編入学できる制度を周知するとともに、平成21 年３月に「愛媛県県立高等学校における転入学及び編入学の取扱要領」を定めるなど、生徒の学ぶ権利の保障に努めている。

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応をより児童生徒を保護者から分離し、児童相談所に一時保護し、そこで子供の安全を確保したうえで、その状況に応じて学習支援ができる環境を整えている。

要請事項（Ⅱ　教育政策）２　子育て支援課

保育料は各市町で定めており、生活保護世帯や、住民税非課税世帯等の生活困窮世帯では軽減が図られているところである。

また、先般、国から、生活保護世帯に係る生活扶助基準の見直しが、なるべく他の制度に影響を及ぼさないようにすることとの通知が出されたため、県としても、特に困窮していると市町が認めた場合は、生活保護世帯に準じた扱いができる旨、各市町に通知したところである。

次に就労の面に関しては、保育時間は原則８時間であるが、就労状況の多様化

に対応するため延長保育や休日保育、さらには、保育所を利用していない世帯で一時的に保育が困難な場合に実施する一時預かりなどが実施されており、県はこれらの事業に補助を行い、通常保育以外の保育サービス拡充にも努めているところであり、今後とも保育の確保について、サービスの拡充に努めていきたい。

要請事項（Ⅱ　教育政策）２　義務教育課・保健体育課

経済的理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対しては、市町が実施する就学援助事業で、ノート、筆記用具、副読本、ワークブック等の学用品費、通学用靴や雨がさ等の通学用品費、修学旅行等の必要経費、給食費等を補助することにより、負担軽減が図られているところである。

要請事項（Ⅱ　教育政策）３　義務教育課・高校教育課・特別支援教育課

児童生徒に対するキャリア教育については、教育活動全般を通して、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度などを養っているところである。

また、労働に関する教育については、学習指導要領に沿って、発達段階に応じた適切な指導を行っており、小学校では、税金の働きや勤労の義務を学んでいるほか、中学校及び高等学校では、社会保障や税制、労働三法などについて具体的な事例を取り上げて学んでいる。なお、高等学校では、愛媛県労働者福祉協議会において作成、配布していただいた、「若者のための労働ハンドブック」を授業等で活用し労働法令に関する学習も行っている。

キャリア教育を推進するに当たっては、体験を通して学ぶことが大切であることから、小学校では、町探検の活動や職場見学を、県内ほぼ全ての中学校では職場体験活動を、高等学校ではインターンシップや職場見学会、企業説明会などを実施している。

特別支援学校では、「特別支援学校キャリア教育推進事業」を実施し、小学部から高等部までの系統的なキャリア教育を組織的に展開するとともに、企業関係者を就労支援アドバイザーとして招聘し、働くことの意義や職業生活に必要な態度等を学ぶ授業、進路相談等を実施している。また、高等部では、年間２回（１週間～３週間)、産業現場等における実習を実施している。

今後とも、児童生徒の発達段階に応じた多様な体験活動の機会を充実するとともに、労働に関する指導等を充実させ、望ましい勤労観・職業観を養うための組織的・系統的なキャリア教育を推進してまいりたい。

要請事項（Ⅴ　国土・住宅、交通・運輸政策１－（3)）高校教育課

県立学校施設は、生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるものでもあることから、その耐震化については、県政の重要かつ喫緊の課題であると認識している。

そのため、２４年度当初予算編成にあたり、平成２７年度末の耐震化率目標をこれまでの「８０％」から「９０％」に前倒しするとともに、「平成２９年度終了」とする新たな目標を掲げ、より積極的に推進することとしており、今年度は、９月補正時点で約５８億円の予算を計上して、校舎の改築工事や耐震補強工事を 50 棟程度実施することとしている。

南海地震等の大規模地震に備えるためにも、今後とも限られた財源を有効に活用しながら、「平成２９年度耐震化完了」に向け、全力で取り組んで参りたいと考えている。

要請事項（Ⅲ　東日本大震災　復興・再生関連施策）１　保健福祉課

25 年 9 月末現在の避難者数は 83 世帯、192 名である。

子どもも含む県内避難者の支援については、引き続き、「避難者支援総合窓口」において、メンタル面への対応を含め、日常生活における様々な相談や本県への避難を検討している方からの相談など、ワンストップで相談に当たる体制を継続することとしている。

保健師を含めた「訪問相談チーム」がニーズ把握したり、各保健所及び心と体の健康センターにおいても、随時、精神保健に関する相談を実施している。

要請事項（Ⅲ　東日本大震災　復興・再生関連施策）１　義務教育課

東日本大震災の影響で本県に避難している被災地等の幼児児童生徒（私立を含む）は、72 名である。これは平成 25 年６月 26 日現在である。

県教育委員会では、東日本大震災の影響で本県に避難している被災地等の幼児児童生徒の「心のケア」を図るため、愛媛県いい愛顔相談員活用事業を実施している。本事業では、県臨床心理士会と連携の下、学校（園）にいい愛顔相談員を派遣し、被災幼児児童生徒に対するカウンセリングやその保護者及び学校関係者などに対する指導・助言等の支援を行っている。

なお、平成２４年度においては、１０校（園）に相談員を派遣し、１４人に対し２６回の相談を行った。

避難している幼児児童生徒は県下全域に在住しており、今後も市町と連携を図りながら、要請に応じて被災幼児児童生徒に対するカウンセリング等を実施してまいりたい。

要請事項（Ⅲ　東日本大震災　復興・再生関連施策）２　危機管理課

東日本大震災においては、県では全国知事会等を通じて、直ちに物的支援や人的支援に取り組んだ。

物的支援については、震災直後から県、市町、企業、県民がチームえひめとして連携して物資を提供したが、現在では被災県から要望はなくなり、特段の支援は行っていない。

人的支援については、震災直後の医療職・警察等の短期派遣中心から、復興に向けた業務にかかる長期派遣へ移行してきており、現在でも行政職及び技術系職員を中長期的（３～６か月間）に派遣しているところである。

今後とも、職員派遣をはじめとして、被災地の実情を踏まえた支援に可能な限り取り組んで参りたいと考えている。

要請事項（Ⅲ　東日本大震災　復興・再生関連施策）２　保健福祉課

「えひめ愛顔の助け合い基金」については、県民の皆様から多大な御協力を賜わり、被災地学校修学旅行支援事業等を実施してきたところであるが、被災地のニーズが、応急的な支援から、雇用をはじめ生活環境の改善や地域再生に向けた本格的な支援に重点が移ってきていること、復興財源確保のための措置等も行われていることから、今後の支援は、国が責任を持って当たるべきものであり、愛媛県民のみの独自負担による支援は終了することが適当と判断し、基金運営委員会に諮って、25 年度をもって基金による支援を終了することを決定し、既に寄付の受入れも終了したところ。

今後、県単独で新たな支援スキームを講じることは考えていないが、県内被災者への支援等には引き続き取り組む所存。

要請事項（Ⅳ．福祉・社会保障政策　１－（１））医療対策課

１　第６次「愛媛県地域保健医療計画」においては、これまでの４疾病５事業に加え、「在宅医療」、「精神疾患」について拡充したところであり、課題とされている医師不足問題や医療提供体制の整備に必要な事業を実施している。

２　その概況を説明すると、

「医療人材の確保」として、奨学金制度やキャリア形成支援などの人材養成事業や、院内保育施設の整備等の就労環境改善事業などに取り組み、医師、看護師等の確保に努めている。

「救急や夜間・休日診療」においては、救急医療機関のハード整備や、休日夜間急患センターの運営補助などの事業を実施し、逼迫する救急医療の提供体制維持に取り組んでいる。

「周産期医療・小児医療」においては、周産期医療関係者研修や小児救急電話相談の実施など、医師不足が深刻な産科・小児科における医療提供体制の維持に取り組んでいる。

「精神医療」においては、精神科救急医療体制の整備や認知症疾患医療センターを中心とした認知症対策に取り組んでいる。

３　県としては、今後も医療計画に基づき、県内の医療提供体制の維持・強化を図ることとしており、引き続き、各種施策を実施していく予定である。

要請事項（Ⅳ．福祉・社会保障政策　１－（２））医療対策課

1　地域医療支援センターの運営に際しては、「保健医療対策協議会」が県内の医師確保等の方針を検討し、その方針を受けて、県、大学、市町、関係医療機関、医師会等のメンバーで構成する地域医療支援センターの運営委員会が基本的な運営方針を検討することとしている。

2　県としては、今後、いかにして将来にわたり若手医師の県内定着を図れるかが重要であると考えており、地域医療支援センターの取組みを中心に、オール愛媛で医師の適正配置や専門医資格取得を踏まえたキャリア形成支援に取り組むなど、機能強化を図ることとしている。

3　復職を希望する女性医師等の支援について、県では、愛媛県医師会に専用の相談窓口を委託設置しており、相談者のニーズにきめ細かに対応できるよう体制を整備するとともに、女性医師を雇用する医療機関等を対象に就労支援に関する研修会を開催するなど、女性医師が復職後も育児等と勤務の両立を実現できるような環境整備に取り組んだり、女子医学生・研修医を対象とした懇談会を実施するなど若手女性医師の将来に対する不安の解消にも取り組んでおり、女性医師が増加傾向にある中、県としても、女性医師に対する支援に引き続き取り組んで参りたい。

要請事項（Ⅳ．福祉・社会保障政策　１－（３））医療対策課

1　県においては、災害発生時に被災地で必要とされる医療が迅速、かつ的確に提供できるよう、ハード、ソフトの両面から災害医療体制の強化に取り組んでいる。

2　ハード面では、災害時に重要な役割を担う災害拠点病院や二次救急医療機関等について耐震化を含めた施設整備の促進を図るとともに、災害拠点病院、ＤＭＡＴ等の機能維持・強化に必要な資機材整備に取り組んでいる。

　ソフト面では、災害医療コーディネータや地域災害医療対策会議の設置など組織の強化を図り、被災地における医療ニーズの把握や分析、医療チームの派遣、傷病者の搬送調整等がスムーズに行える体制整備に努めている。

3　また、中長期的な医療救護活動については、東日本大震災の際に「チーム愛媛」で被災地医療を継続的に支援した経験を生かし、医師会や看護協会等の関係機関と協力して、平時から研修等による災害医療従事者の育成、訓練等を通じた医療救護活動の習熟・連携強化に取り組んでいる。

要請事項（福祉・社会保障政策　２－（１）－①）　長寿介護課

1　平成 24 年 4 月 1 日から施行されている改正介護保険法では、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが国及び地方公共団体の責務であることが示され、県においても、24 年 3 月策定の「県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して、愛顔で暮らせる社会づくり」を政策目標に掲げ、地域包括ケアシステムの構築支援に取り組むこととしている。

２　このため、県では、今年度「地域包括ケアシステム構築支援事業」として、地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たす地域包括支援センター職員等に対する研修、個別課題の解決から政策形成までの機能を持つ「地域ケア会議」の立ち上げや運営に対して専門家チームを派遣するなどの支援、また具体的には四国中央市であるが、システム構築のためのモデル事業に取り組んでいる。

３　また、各市町に設置されている地域包括支援センターは、高齢者や介護者等に対して多面的支援を展開しており、県は、地域包括支援センター職員への研修等を通じて機能強化を図るとともに、センターの運営財源となる地域支援事業交付金の負担等により、センターの業務を支援しているところ。

４　引き続き、センターが担っている総合的な相談窓口機能のほか、地域のサービス事業者、認知症疾患医療センターやかかりつけ医、一般県民など様々な社会資源が有機的に連携できる「地域包括支援ネットワーク」を構築することにより、センターの機能が十分果たせるように、センターの支援に努めて参りたい。

要請事項（福祉・社会保障政策　２－（１）－②）　長寿介護課

１　要介護者が住み慣れた地域で安心して介護を受けることができるよう、県では、ホームページや各種団体の研修会等に職員を派遣するなどして、介護保険制度やサービスの利用方法等について利用者や住民への周知に努めているところである。

２　介護サービスを受ける上で、県内で約 7,800 ほどある各事業者が提供する客観的なサービス情報が利用者に提供されることが不可欠であり、各事業者のサービスを第 3 者が客観的に調査確認した情報をホームページにおいて公表している。

３　また、認知症高齢者が暮らすグループホーム等の地域密着型サービスについては、サービスの質の問題が表面に出なくなるのを防止するため、外部評価制度事業を行い、自己評価と外部評価結果をインターネットに公開するなど、質の高いサービスの確保に努めている。

４　今後とも、市町とも連携し一層の広報・啓発活動の充実を行い、介護サービスの普及と適正利用を図ってまいりたい。

要請事項（Ⅳ.福祉・社会保障政策２－(２)－①）障害福祉課

１　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、本年６月１９日に成立し、国では、３年後の２８年４月の施行に向けて準備が進められており、今年度中に障害者その他の関係者の意見を反映させた「基本方針」を閣議決定するとともに、２６年度に国等職員の対応要領や主務大臣の定める対応指針を作成し、２７年度には、普及啓発を行うこととされている。

２　県では、県職員対応要領の作成や相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置等、国が策定する「基本方針」や「対応指針」等の内容も踏まえ、関係機関と協議しながら、法の施行に向けた準備を進めてまいりたい。

３　なお、要請の県条例の制定については、今後、国が策定する「基本方針」や「対応指針」等の内容と密接に関連することが想定されることから、これらの内容を十分踏まえたうえで検討する必要があると考えており、当面、国の動向や他県の取組みを注視してまいりたいと考えている。

４　今後、いただきました要請や国の動向を踏まえ、障害者差別を解消するための体制づくりを進めてまいりたい。

要請事項（Ⅳ.福祉・社会保障政策２－(２)－②）障害福祉課

１　平成２４年１０月に障害者虐待防止法が施行され１年ほどしか経過していない新しい法律であるが、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報が義務付けられるとともに、相談・通報等を受け付ける窓口として、市町村に「障害者虐待防止センター」、都道府県に「障害者権利擁護センター」の設置が義務付けられているが、市町村は既に設置済みで、県も社会福祉行議会に委託して設置を終えている。

２　県では、法制度の周知に向けて、一般県民向けの虐待防止対策セミナーを開催したほか、啓発のためのリーフレットやポスターを作成し、関係機関等に配布した。また、「障害者権利擁護センター」を県社会福祉協議会に委託して設置し、職場における障害者虐待に関する相談・通報等の受付窓口としている。

３　また、県内各市町においても、全ての市町で「障害者虐待防止センター」が設置されているほか、地域住民への制度の周知や虐待を受けた障害者やその家族への支援が行われている。

４　今後も、障害者虐待の防止や早期発見に向けて、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、研修会やセミナーを開催し、制度の普及啓発に努めてまいりたい。

要請事項（Ⅴ　国土・住宅、交通・運輸政策１－（１））危機管理課

１　県では、従来から、災害時に衛星系や地上系の防災通信システム等により収集した防災情報を、県ホームページや県防災メールにより広く県民へ提供している。

２　また、東日本大震災の教訓から、平成２３年度に衛星インターネット（全国初)、平成２４年度に衛星携帯電話を緊急整備したほか、今年度は、防災通信システムの耐災害性の向上等に向けた次期システムの更新整備方針の検討も行うなど、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた通信体制の強化に努めているところ。

３　さらに、本年９月１日からは、市町から発信された避難情報や避難所の開設情報を、各放送機関へ一斉に配信し、各放送機関から、テレビ（ＮＨＫはデータ放送でも提供)、ラジオ又はホームページ等でも提供できる「公共情報コモンズ」の運用を開始（四国初、全国１１番目）するなど、県民への情報伝達手段の多様化を図ったところであり、今後とも、県内市町や関係機関と連携し、県民への防災情報の伝達体制に万全を期したいと考えている。

要請事項（Ⅴ　国土・住宅、交通・運輸政策１－（３））危機管理課

１　県では、東日本大震災以降、南海トラフを震源とする東南海・南海地震等の大規模災害に備えるため、建物の耐震化や津波から逃げるための避難路整備など緊急性の高い課題について、随時予算措置を行い、県民の命を守ることを最優先に、全庁を挙げて各種対策に取り組んできたところであり、この内容も含め、昨年１０月には、「減災」と「津波災害対策」をポイントに県地域防災計画を抜本的に見直している。

２　また、南海トラフを震源とする地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフ巨大地震については、現在、被害想定調査を実施しており、本年６月に第１次報告として震度分布や津波高等を公表したほか、年内を目途に人的・物的被害や経済被害等についても公表する予定である。

３　今後、この地震被害想定調査の結果を踏まえ、新たに県と市町等で立ち上げた「広域防災・減災対策検討協議会」において、広域応援の受入れを視野に入れた広域防災活動要領や被害軽減策を盛り込んだ減災プログラム等の策定のほか、新たな課題の抽出・対策の検討にも取り組み、被害が最小限に抑えられるよう、総合的な対策を推進していくとともに、必要な地域防災計画の見直しにも取り組みたいと考えている。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策１－(2)）薬務衛生課

１　県では、県下６保健所に「食の安全・安心総合相談窓口」を設置し、食品に関する様々な苦情や相談等に対応するとともに、毎年度「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導を計画的かつ効果的に実施している。

２　監視指導については、現在、四国中央を除く５保健所に食品監視グループを置き、食品衛生監視機動班の複数体制を整えて、２２人の専任監視員が、食品の流通システムの広域化、高度化に対応するため、食品の流通拠点や製造加工施設に重点を置いた監視指導を行い、業務の集中化・専任化を図っている。

３　流通食品の安全確保については、毎年度「収去計画」を策定し、県内で製造、流通している食品の細菌や食品添加物等の行政検査を保健所及び衛生保健研究所で実施している。なお、平成２２年度から輸入食品の残留農薬検査やアレルギー物質を含む食品の検査を、平成２３年度からは放射性物質の検査を追加して実施している。

４　また、平成２１年４月に「愛媛県食の安全安心推進条例」が施行され、同年１０月からは、県内の事業者が自主回収する際に報告することを義務付けた「自主回収報告制度」や消費者が食品による健康被害と思われる場合には、その内容を県に申し出ることができる制度で、申出があった際には、保健所が速やかに調査を行い、必要な措置を講じる「危害情報の申出制度」をスタートさせた。平成２

２年１０月からは、異物混入や食中毒などの事故を未然に防止するなど、食の安全安心を確保するため、HACCP の手法を取り入れて自主的に高度な衛生管理を行っている食品営業施設を認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP 制度)」をスタートさせた。

５　食品の製造、流通形態等が多様化する中、依然として食中毒も発生している状況なので、今後も引き続き、食品に関する苦情相談に迅速・適切に対応するとともに、監視指導の強化を図ってまいりたい。

（第２部）

要請事項（Ｖ．国土・住宅、交通・運輸政策１－（１））　道路維持課

１　県では、災害に対して安全で信頼性の高い道路網を確保するため、平成７年に発生した阪神淡路大震災以降実施した各種防災点検の結果、防災・震災対策が必要と判定された法面・橋梁・トンネルあわせて 2,465 箇所を対象に対策を実施しており、整備にあたっては、そのうち特に緊急性、重要性の高い緊急輸送道路上の 823 箇所の対策を重点的に進めている。

平成 24 年度末時点の緊急輸送道路の進捗率は 89%（一次 97%、二次 79%）となっており、平成 20 年代後半までに対策を概ね完了させる予定である。なお、県管理道路全体では 58%となっている。

今後とも、主要幹線道路や橋梁の耐震化については積極的に取り組んでいきたい。

要請事項（Ｖ．国土・住宅、交通・運輸政策１－（1））　河川課

１　県では、洪水等による水害から県民の生命・財産を守るためのソフト対策として、平成８年度以降、県内各地に雨量・水位観測施設や無線中継局を設置するなどして、降雨量、河川水位、ダム諸量等の情報を的確に把握するためのシステム整備を行ってきたところであり、平成１９年１１月からは、県のホームページにおいて河川水位等各種情報を公開している。

２　また、平成２５年６月からは、一層のソフト対策強化を図るため、水防警報河川の氾濫注意水位や降雨量などの警戒情報及びダム放流情報を携帯電話等にメールで直接配信する「えひめ河川（かわ）メール」のサービスを開始したところである。

３　このサービスにより、水防従事者や防災関係者の迅速な水防活動や、洪水により被災する恐れのある県民の適切な避難行動支援のほか、河川利用者の水難事故防止に役立つものと考えている。

４　さらに、今年度は、きめ細やかな情報を配信するため、県内の主要 10 河川に河川監視カメラを設置し、河川映像をリアルタイムにインターネット等に配信する予定である。

今後ともソフト対策に力を入れ、安心安全対策に取り組んでいきたい。

要請事項（Ｖ．国土・住宅、交通・運輸政策 1-(1)）　砂防課

１　県は、大雨警報発表後、さらに、大雨により土砂災害の発生する危険性が高まった場合に、松山地方気象台と共同で、市町毎に土砂災害警戒情報を発表しており、県が運用する防災メールで、登録者のパソコンや携帯電話に配信するほか、県ホームページやテレビ、ラジオ等を通じて広く県民に知らせている。

２　県としては、今後とも、土砂災害から県民の生命を守るため、適切な土砂災害警戒情報の発表や市町との密な連携により、県民の早期避難や市町長による的確な避難勧告の発令に結びつくよう取り組んでまいりたい。

要請事項（Ⅴ　国土・住宅、交通・運輸政策１－（２））交通対策課

１　我が国の交通に関する施策の基本理念等を明らかにする基本法として上程されていた「交通基本法案」においては、政府による交通基本計画の策定が規定されていたが、昨年 11 月に廃案となっている。

２　これに替わるものとして、交通政策基本法（仮称）の制定が、現在、国土交通省において検討されていると聞いているが、基本法の制定や交通計画の策定は県民の足の確保や利便性の向上が図られるよう県としても陸・海・空の総合的な交通体系ビジョンの策定を国に強く要望しているところである。

３　交通施策に係る新たな基本法が制定された場合、県として交通基本計画を策定するかどうかも含めた対応については、基本法の内容等を踏まえて検討していく必要があると考えているが、県では、こうした検討も含め、公共交通の活性化方策等の協議を行うに当たっては、交通運輸に従事している労働者の代表の方々にも参画していただいている県地域公共交通活性化推進会議の専門部会で意見を聞き、施策に反映させているところであり、今後もこうした取組みを進めて参りたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策１－(1)）健康増進課

１　県では、平成 24 年 3 月に策定した「第 2 次愛媛県食育推進計画」において、前計画の基本理念を引き継ぎ、コンセプトを「周知」から「実践」へと切り替え、郷土への愛着と食文化に根差した食育やライフステージに応じた食育等を推進していくところである。

２　食育基本法では、国の食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、市町村単位で食育推進計画を作成するよう努めなければならないとされており、県では、保健所を中心に計画策定支援を行い、平成 25 年 8 月末現在で、20 市町中 18 市町が策定済みである。引き続き、残る 2 市町の計画策定を支援してまいりたい。

３　今後とも、食育を総合的かつ計画的に推進していけるよう、関係部局との連携・協力に取り組むとともに、市町の計画策定及び推進の支援、また情報交換等を積極的に行うなど連携強化を図ることによって、地域の特性を生かした食育推進に努めてまいりたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策１－(1)）ブランド戦略課

１　地産地消活動により、地元食材の消費拡大に繋がることはもとより、農林水産業の維持・拡大に寄与するほか、食育の推進、生産者と消費者の顔が見える関係づくりにも資するものであり、大変重要な施策と考えている。県では、平成 25 年度においては、地産地消活動推進事業、体験的地産地消理解促進活動事業及び地産地消流通モデル事業（中予地方局予算）などの様々な事業の実施を通じて、

地産地消の促進に努めているところである。

2　併せて、国事業である「日本の食を広げるプロジェクト 食のモデル地域育成事業」を活用し、本県の持つ食材の魅力や、固有の食文化に着目した、地産地消の推進に努めることとしている。

3　今後とも、地産地消活動の重要性に鑑み、要望や要請を踏まえ、県内市町、ＪＡ全農えひめなど関係団体とも緊密な連携を図りながら、地産地消の推進に尽力してまいりたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策１－(3)）農政課

1　本県の農林水産業については、産品の価格低迷、需要減少、高齢化の進展や担い手不足といった、取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いている。

2　このような中、国においては、平成 23 年 3 月に６次産業化推進法、今年 6 月に、「日本再興戦略」が閣議決定された。その中で６次産業に関しては市場規模で現状の１兆円から、2020 年には 10 兆円と示されている。

3　県においては、「農業振興プラン」や「水産えひめ振興プラン」において、６次産業化の支援をそれぞれ掲げている。これまでも、意欲ある農業者や県内外の民間企業等を会員とした「あぐりすとクラブ」を設立し、地域農業を支える農業経営者を育成するとともに、青年農業者と商工業者等との連携や生産者と消費者との結びつけなどの各種の施策を推進しているほか、経済労働部と共同して「農商工連携ファンド」を立ち上げ、新しい商品開発等の支援を行っているところである。

4　なお、先般の９月補正予算において、６次産業化に取り組もうとする農林漁業者の方々への支援を行う体制を県として整備するため、「６次産業化サポートセンター」の運用経費を計上し、今後これまで以上に、県内における６次産業化の取り組みをきめ細やかに推進していくことを目標に、農林漁業者の方々が積極的に６次産業化に取り組めるよう努めてまいりたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策１－(4)）担い手・農地保全対策室

1　地域農業の目指すべき方向や、新規就農者を含めた中心となる経営体育成、農地の集積について、現在市町村を自治体として、地域ごとの話し合いを通じた、人農地プランの作成を、平成 24 年度、25 年度の 2 か年にかけて進めており、さらには、その実践により集落地域の農業の活性化を進めてまいりたい。

2　市町村からの計画によると、今年度末において、県下 20 市町、433 地区で同プランが作成され実践に移っていく見込みである。

3　県としては、国との連携をして、早期に実効性のあるプランを作成、並びにその実践を支援するために、昨年度からスタートした国の青年就農給付金や農地集積協力金を活用するともに、県単独事業で、新規就農者拡大促進事業や集落営農育成強化対策事業等を実施しながら、人農地プランの円滑な実践を支援すること

により、地域農業の維持・発展を図ってまいりたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策１－(5)）林業政策課

１　県内民有林の人工林の 85％が成熟して利用可能な森林資源となる中、県では、平成 23 年 3 月に「えひめ森林・林業振興プラン」を策定し、森づくり、人づくり、地域づくりを基本方向と定めて、持続的で多様な森林の整備、担い手の確保・育成、県産材の利用拡大等について、各種の事業を効果的に実施し、林業を成長産業に育成することにより、山村地域に雇用を創出し、事業者等の所得が向上するよう努めている。

２　特に、充実した森林資源を効率的に活用するため、媛すぎ・媛ひのきを中心とする高次製材加工品の増産や販売の拡大を図っており、その原料となる原木の安定供給に当たっては、施業の集約化や路網を生かした搬出間伐に加えて、主伐の段階的な導入が欠かせないと考えており、主伐と再造林を一貫施業する低コスト生産システムの実証等を通じ、一層の林業生産性の向上や、伐採跡地の適正な復旧に取り組みたい。

３　また、県産材の利用促進については、県及び市町の 96％の公共施設が木造化しているほか、民間住宅の木造化や低質材のバイオマス利用など幅広く積極的に活用することを進めている。さらに、木材加工品については、知事のトップセールスや県内 14 社で組織する「県産材製品市場開拓協議会」を中心にして、首都圏や海外の市場開拓に取り組み、新たな販路を通じた県産材の利用も進めてまいりたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策２－(1)）県民生活課

１　現在、県では、自主財源に加え、国の交付金により造成した地方消費者行政活性化基金を活用し、県内相談窓口の充実強化や、被害の未然防止、拡大防止を図るための出前講座等による啓発、また事業者に対する指導強化などに積極的に取り組んでいるところである。

２　この基金事業は平成 25 年度までとなっていることから、国に対して、県の重要要望として基金事業の継続を強く求めていたところであり、本年 8 月の消費者庁の平成 26 年度予算概算要求において、基金への上積みが要求されている。

３　県としては、国が措置する財源を有効に活用するほか、自主財源においても、市町とも連携を図るなど、無駄のない効率的な事業実施を心がけるとともに、安定的で持続的な消費者行政の運営に向けて、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

要請事項（Ⅵ　食料・農林水産・消費者政策２－(2)）県民生活課

１　国の交付金で造成した地方消費者行政活性化基金を活用し、県と市町は、消費生活専門相談員を増員するとともに、県は、相談員等に対する研修会の開催や市

町の相談窓口への訪問等により、市町と連携して、県内の相談窓口の強化を図っている。この結果、県内全体の消費生活相談における市町の受付割合は、平成21年度に41%であったものが、平成24年度には57%と増加しており、着実に成果が表れている。

2　現在、県内の20市町全てに消費生活相談窓口が設置されており、住民からの相談に適切に対応しているところであり、県内で唯一、相談員の配置がなく、職員が対応している上島町においても、相談員の設置等に対する相談があれば、県としても支援してまいりたい。なお、市町では、設置が努力義務とされている消費生活センターを設置しているのは8市となっている。これは、センターの開設に当たり、相談員の配置や、週4日以上の窓口の開所等が要件とされていることから、市町が、相談件数のほか、人材の確保や財源の措置状況等を勘案して、センターを設置するかどうかを判断しているためであり、県としては、センター設置に関して、市町から照会があれば、適切に助言等を行ってまいりたい。更に、市町の相談窓口において、相談員や担当職員が不在の場合でも、市町と県との間に設置している専用電話の活用により、住民からの相談に適切に対応できるよう、支援体制をとっているところである。

3　また、相談員の処遇等については、現在国の「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」において論議されており、動向を注視するとともに、県としては、現在実施しているスキルアップ研修を更に充実させるほか、国が開催する研修会へ積極的に相談員を派遣する等、引き続き相談員の能力向上を図ってまいりたい。

要請事項（Ⅶ　公務員制度改革政策１－(1)）人事課

1　国の平成25年度予算において、国家公務員と同様の給与カットを前提とした地方交付税総額の削減が行われた。県民サービスに影響を及ぼさざるを得ないことから、苦渋の対応ではあるが、7月から今年度末までの9か月間、給与カットを実施しているところである。

2　今回の給与カットを前提とした一方的な交付税の削減については、地方分権に逆行するものとして極めて遺憾であり、7月に本県で開催された全国知事会において、地方交付税は地方の固有財源であり、今回の地方交付税の削減は極めて不適切であること等を内容とする「地方公務員給与のあり方についての提言」を行ったところである。

3　今後とも、国に対しては、今回のような手法で地方公務員の給与削減を二度と強要しないこと、地方の行革努力を正しく評価すること、ラスパイレス指数による比較は極めて問題があること等について、全国知事会等あらゆる機会を通じ、強く今後とも主張していくことを考えている。

要請事項（Ⅶ　公務員制度改革政策１－(2)）人事課

1　臨時・非常勤職員等については、法令に則り、必要性に応じて、適切に雇用しているところである。

2　また、非常勤職員については、地方自治法の規定では手当を支給できないこととなっているが、支給を可能とするための地方自治法の改正案が、本年５月に国会に提出され、本年６月に審議未了により廃案になった経緯もあることから、今後国の動向を見守りたい。

　なお、臨時職員に対しては、県の給与規程に基づき基本給のほか正規職員に準じて期末手当や通勤手当等を支給している。

要請事項（Ⅷ　地域の活性化および安全対策に係る政策２）労政雇用課

1　県下４校の高等技術専門校においては、愛媛の未来を担う「ものづくり人材の育成」や「離職者の早期再就職」を目的として職業訓練を実施している。確実に就職に結びつく人材育成のため、定期的に、地元の産業動向、企業ニーズの把握・分析、その結果に基づく訓練カリキュラムの見直しを実施している。

2　訓練の周知については、県のホームページへの掲載、入校ガイドの作成・配布によるほか、例年７月下旬には各校においてオープンキャンパスを実施し、エミフルでイベント等を行いながら、実際に周知等に努めている。

3　引き続き、訓練科目の検証・見直しの継続的な実施を行うほか、ハローワーク等関係機関との連携強化により、就職支援体制の強化を図り高等技術専門校の内容充実に努めてまいりたい。

要請事項（Ⅷ　地域の活性化および安全対策に係る政策３－(1)）国際交流課

1　10 月の 11、14 日に、台湾の松山（しょうざん）空港と愛媛の松山空港を結ぶチャーター便が就航した。台湾の松山空港においては、郝龍斌（かくりゅうひん）台北市長や、孫洪祥（そうんこうしょう）チャイナエアラインの董事長、李鴻鈞（りこうきん）立法院委員（日本の国会議員にあたる方)、余（よ）松山区長、陳（ちん）松山慈祐宮の董事長、主要な方だけでなく大勢のお出迎えと報道陣の中、盛大な歓迎を受けた。

2　8 月には郝龍斌（かくりゅうひん）台北市長をはじめ、要人が愛媛松山においで頂き、こちらの方でも大歓迎をした。その歓迎ぶりを非常に感激して頂いて、お帰り頂いた。その方々だけでなく、今回チャーター便を利用した一般の台湾の方々からも、愛媛の観光資源、自然が素晴らしいとか、そのおもてなしに非常に感激したと、高い評価を頂いており、今回のチャーター便を契機として、今後台湾との交流促進を一層図っていきたい。また、十分実現できると期待している。

3　県では、これまで築き上げてきた友好交流関係をベースに、このたびのチャーター便の運航を起爆剤として、台湾における、愛媛・松山の知名度を一気にアップさせていきたい。台湾において、新聞広告をはじめ、インターネットの活用やラッピングバスの運行を通じて、集中的な観光プロモーションを展開していると

ころである。

4　これ以外にも、柑橘など本県産品の販路開拓、ものづくり技術の提携、スポーツ・文化の交流にも積極的に押し進めていきたい。その効果が、空港がある松山、自転車のしまなみ海道の今治だけでなく、東、中、南予、県下全域に波及するように取り組んでいきたい。

5　このような取り組みを進める中で、将来的には台湾との定期路線化を視野に入れ、県内市町や関係機関の協力も頂きながら、まずはチャーター便の実績を積み重ねていく。そして次に定期チャーター便の運航に繋がるようなチャーター便の実績を積み重ねていき、定期チャーター便に繋げていく。今後、台湾の航空会社や旅行会社と協議を重ねていきたい。

要請事項（Ⅷ　地域の活性化および安全対策に係る政策３－(2)）観光物産課

1　来年の本大会に向けては、「サイクリングしまなみ 2013」大会の成功が不可欠である。

2　プレ大会においては、しまなみ海道の魅力の発信、本大会のＰＲ、地元の機運醸成、安全対策等の大会運営の検証等をしっかり行いながら、本大会につなげていきたい。

3　また、県では、市町との連携により「愛媛マルゴト自転車道構想」を推進している。この中で、ファミリーコースを含む 26 の周遊サイクリングコースを設定しているほか、「サイクルトレイン」の運行や、サイクリングコースを動画やマップで紹介するポタリングサイトの運営、またサイクリング前の要請等「サイクリストの聖地化」に向けた様々な施策を展開している。

4　今後とも、サイクリングコースの整備や愛媛の魅力のＰＲに努め、「自転車新文化」を愛媛から広く発信して、サイクリングを活用した地域活性化に取り組んでまいりたい。

要請事項（Ⅷ　地域の活性化および安全対策に係る政策３－(3)）観光物産課

1　南予地域の観光振興については、平成 16 年に開催した町並博をきっかけとして設立した、「旅南予協議会」を中心に、観光アドバイザーの設置、住民グループや地元旅行会社の育成支援、体験プログラムのブラッシュアップ、観光商品の開発支援等、様々な事業を展開してきたところである。

2　昨年開催した「いやし博」では、177 のイベントに延べ 77 万人を超える来場があった。いやし博で誕生した松野町のキャニオニング、愛南町のシーウォーカー等、イベントの大半が継続して実施されている。

3　市町村においても、各種イベントを継続して実施しており、今年度は「地域ブランドサミット in やわたはま 2013」が 11 月に「八幡浜みなっと」をメイン会場として開催されることとなっている。

4　現在、連合愛媛の皆さんの協力を得て、東予に向けた南予の情報発信を行って

いるが、今後とも、地元市町村とも連携しながら観光振興に努め、南予地域の活性化に繋げてまいりたい。

要請事項（Ⅰ　雇用・労働政策 1）雇用対策室

1　改善傾向にあるが、まだまだリーマンショックの前の状態には戻っていない。若年者の雇用状況は引き続き厳しい状況にある。厳しい雇用環境を改善するため、県では、ジョブカフェ愛 work において、若年者を対象に、かかりつけの職業相談や各種のスキルアップのためのセミナー、合同就職面接会、合同会社説明会を実施しているほか、学校が最近力を入れているキャリア教育への講師の派遣、企業の採用力の向上を目的としたセミナーの開催など、若年者の就職と育成に関する総合的な取り組みを行っている。

2　また、各種の雇用のミスマッチが言われているが、企業の規模のミスマッチの解消を図るため、愛媛の企業マルワカリＷＥＢにより、若者に対して県内中小企業の「働く場」としての魅力情報を若者に発信するとともに、ＷＥＢを起点とした若者と企業の交流会など、マッチング促進に関する取り組みを行っている。そのほか、非正規雇用が常態化している若者への相談体制の強化を図るとともに、正社員転換を目指すためのセミナーや個別会社説明会を開催するなど、若者の個々のケースに応じたきめ細かな就職支援に努めているところである。

3　さらに、今年度から厚生労働省の許可を得て、無料職業紹介を開始しており、個別会社説明会などの各種のマッチング事業の実施に併せて、職業紹介を実施するとともに、愛媛の企業マルワカリＷＥＢと連動した求人情報サイト「愛 work ナビ」を新たにこの 10 月に開設した。県内企業の魅力情報と求人情報をセットで発信する新しい取り組みを行うこととしている。

4　このほか、今年 5 月に経済 5 団体、県内事業所従業員規模 5 人以上の約 1 万社に対して、知事、教育長、愛媛労働局長の 3 者で新規学卒者等の採用枠の拡大を要請するなど、関係機関と連携して企業に対する働きかけを行い、就職支援に総合的に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、若者の就職と職場定着に向けた支援に取り組み、将来の本県産業を担う若い人材の育成・確保に取り組みたい。